

株主各位

第65期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

- ・ 事業報告
 会社の新株予約権等に関する事項
 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・ 連結計算書類
 連結株主資本等変動計算書
 連結計算書類の連結注記表
- ・ 計算書類
 株主資本等変動計算書
 計算書類の個別注記表

上記の事項は、法令及び当社定款の第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.menicon.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様提供したものであり、監査委員会及び会計監査人が監査報告を作成するに際して、監査をした対象の一部です。

2022年5月27日

株式会社 メニコン

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が当事業年度末日に保有している新株予約権の状況

名称（発行決議日）	第1回新株予約権（2011年6月28日）
新株予約権の数	15個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 60,000株
1株当たりの行使価額	263円
行使期間	2014年1月1日～2023年12月31日
行使の条件（概要）	権利行使は1個単位とする。相続・質権設定等は認めない。
保有者数	執行役 1名 合計 1名

- (注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、60,000株となっております。また、1株当たりの行使価額は、263円となっております。

名称（発行決議日）	第3回新株予約権（2014年6月26日）
新株予約権の数	5個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 20,000株
1株当たりの行使価額	463円
行使期間	2016年6月27日～2024年6月26日
行使の条件（概要）	権利行使は1個単位とする。相続・質権設定等は認めない。
保有者数	執行役 1名 合計 1名

- (注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、20,000株となっております。また、1株当たりの行使価額は、463円となっております。

名称（発行決議日）	第4回新株予約権（2016年6月27日）
新株予約権の数	63個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 25,200株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2016年8月2日～2046年8月1日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。
保有者数	取締役 1名 執行役 4名 合計 5名

- (注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、25,200株となっております。

名称（発行決議日）	第7回新株予約権（2019年6月27日）
新株予約権の数	111個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 22,200株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2019年8月2日～2049年8月1日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。
保有者数	取締役 2名 執行役 7名 合計 9名

- (注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、22,200株となっております。

名称（発行決議日）	第8回新株予約権（2019年6月27日）
新株予約権の数	20個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,000株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2019年8月2日～2049年8月1日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日に所得税法上の居住者である場合、喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②いずれの地位をも喪失した日に所得税法上の非居住者である場合、喪失した日より1年が経過した日から30日（30日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ③相続は認めない。 ④1個につき、一部行使はできない。
保有者数	執行役 2名 合計 2名

- (注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、4,000株となっております。

名称（発行決議日）	第10回新株予約権（2020年6月24日）
新株予約権の数	82個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 16,400株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2020年8月4日～2050年8月3日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。
保有者数	取締役 3名 執行役 7名 合計 10名

- (注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、16,400株となっております。

名称（発行決議日）	第11回新株予約権（2020年6月24日）
新株予約権の数	14個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,800株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2020年8月4日～2050年8月3日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日に所得税法上の居住者である場合、喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②いずれの地位をも喪失した日に所得税法上の非居住者である場合、喪失した日より1年が経過した日から30日（30日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ③相続は認めない。 ④1個につき、一部行使はできない。
保有者数	執行役 2名 合計 2名

- (注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、2,800株となっております。

名称（発行決議日）	第14回新株予約権（2021年6月24日）
新株予約権の数	76個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 15,200株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2021年8月3日～2051年8月2日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。
保有者数	取締役 3名 執行役 8名 合計 11名

- (注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、15,200株となっております。

名称（発行決議日）	第15回新株予約権（2021年6月24日）
新株予約権の数	6個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,200株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2021年8月3日～2051年8月2日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日に所得税法上の居住者である場合、喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②いずれの地位をも喪失した日に所得税法上の非居住者である場合、喪失した日より1年が経過した日から30日（30日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ③相続は認めない。 ④1個につき、一部行使はできない。
保有者数	執行役 1名 合計 1名

- (注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、1,200株となっております。

(2) 当事業年度中に当社使用人及び子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権の状況

名称（発行決議日）	第14回新株予約権（2021年6月24日）
新株予約権の数	6個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,200株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2021年8月3日～2051年8月2日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。
交付者数	当社従業員 3名

- (注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、1,200株となっております。

名称（発行決議日）	第15回新株予約権（2021年6月24日）
新株予約権の数	3個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 600株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2021年8月3日～2051年8月2日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日に所得税法上の居住者である場合、喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②いずれの地位をも喪失した日に所得税法上の非居住者である場合、喪失した日より1年が経過した日から30日（30日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ③相続は認めない。 ④1個につき、一部行使はできない。
交付者数	当社従業員 1名

- (注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、600株となっております。

名称（発行決議日）	第16回新株予約権（2021年6月24日）
新株予約権の数	28個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 5,600株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2021年8月3日～2051年8月2日
行使の条件（概要）	①いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り一括してのみ行使することができる。 ②相続は認めない。 ③1個につき、一部行使はできない。
交付者数	当社子会社取締役 9名

- (注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、5,600株となっております。

名称（発行決議日）	第17回新株予約権（2021年6月24日）
新株予約権の数	54個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 10,800株
1株当たりの行使価額	1円
行使期間	2023年3月31日～2053年3月30日
行使の条件（概要）	①割当日から権利行使期間の開始日まで継続して当社の子会社の取締役等又は従業員の地位にあること。 ②（i）当社の子会社の取締役等である場合には、その地位を任期満了をもって退いた日より、（ii）当社の子会社の従業員である場合には、その地位を定年退職をもって退いた日より、1年が経過した日から30日（30日目が休日にあたる場合には翌営業日）以内のみ一括して行使することができる。 ③相続は認めない。 ④1個につき、一部行使はできない。
交付者数	当社子会社取締役等 13名

- (注) 1. 新株予約権はストック・オプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。
2. 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、10,800株となっております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

名称（発行日）	2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 （2021年1月29日）
決議年月日	2021年1月13日
新株予約権の数	2,300個
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の発行価額	無償
転換価額	3,697.6円
行使期間	2021年2月12日～2025年1月15日 （行使請求受付場所現地時間）
新株予約権付社債の残高	23,000百万円

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているため、転換価額は、3,697.6円となっております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制)

当社は、取締役会において、内部統制システム整備の基本方針を次のとおり決議しております。

基本的な考え方

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という）を、①当社並びにその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）が事業を適正且つ効率的に遂行するために、社内に構築され運用されるシステム及びプロセスであり、事業目的達成のために積極的に活用すべきものであると認識しております。②体制整備の目的は、(a)法令と倫理の遵守、(b)事業の有効性と効率性の確保、(c)資産の保全、(d)財務報告の信頼性確保であると考えております。そして、③当社の全ての役員、従業員は、この目的達成に必要な推進体制を、自律性をもって構築運用すると共に、定期的に評価改善を行うことにより実効性の向上に努めるものとしております。

(1) 執行役の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- ① 執行役が取締役会に報告すべき事項を取締役会規則等で定め、執行役が自ら取締役会で報告いたします。
- ② 監査委員会は執行役の業務執行状況を監査し、定期的に取り締役会に報告いたします。
- ③ 執行役が負うべき義務を執行役規則で明記し周知徹底を図ります。また執行役の任期を1年とすることで、執行体制の最適化に柔軟に対応できるようにいたします。
- ④ 常勤取締役が執行上の重要な会議等に出席し、監督的視点から常に執行役の業務執行状況を把握し、必要に応じて助言等を行います。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理に関する規程を整備し、執行役の職務執行に係る重要な文書等を特定すると共に、その保存期間や管理方法等を定め確実な運用を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクに関する意識の浸透、早期発見及びリスク顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応方法を定めた規程、マニュアルを整備し、必要に応じて教育訓練を実施いたします。
- ② 代表執行役をトップとする内部統制システムの統括組織（以下、「内部統制統括組織」という。）を設置し、経営に影響を与えるリスクをマネジメントいたします。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営の監督機能（取締役会）と業務執行機能（執行役）を分離し、執行役への大幅な権限委譲を行うことで、業務執行のスピードを向上させます。
- ② 執行役の職務分掌、指揮命令系統、決裁権限等に関する規程を整備し、それらの明確化と周知徹底をいたします。
- ③ 全執行役で構成する執行役会を定期的開催し、効率性、有効性、妥当性等の検証を経て、業務執行に関する重要事項を決定いたします。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 従業員に、法令や社会規範の遵守及び倫理観の高揚等の意識向上に必要な教育を行うと共に、内部統制システムに関する諸規程やマニュアル等を整備し周知徹底いたします。
- ② 内部監査部門による監査を通じて、内部統制システムの構築、運用状況を評価すると共に、問題の早期発見を図ります。
- ③ 内部通報体制を構築（以下、「内部通報システム」という）し、その周知と的確な運用を徹底することで、コンプライアンスの実効性と業務の公正性の向上につなげます。
- ④ 内部統制統括組織で、内部統制システムの構築、運用状況について定期的にマネジメントレビューを行い、取り組むべき課題を抽出し、翌期の経営計画等に反映させることでシステムの改善並びにレベルの向上につなげます。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法の定める内部統制報告書の有効且つ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制システムを構築、運用いたします。
- ② 金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準」に準拠し、その有効性を評価いたします。

(7) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は子会社の管理に関する規程を定め、子会社の管理体制、並びに子会社の取締役等の職務執行状況に関する報告体制を明確にし、運用を徹底いたします。
- ② 当社は子会社の管理を担当する執行役を定め、各子会社が当該基本方針を踏まえた上で、各子会社固有の事情（事業内容、規模、形態等）を考慮し、適切な内部統制システムを構築、運用するよう監督することで、子会社の法令遵守や経営の適正性及び効率性の向上、経営リスクの管理を行います。
- ③ 当社の内部統制統括組織は、当社グループの内部統制システムを統括管理し、その構築、運用状況を取締役に報告いたします。
- ④ 当社の監査委員会及び内部監査部門が行う内部統制に関する監査は、子会社を監査対象に含めて行うことで、内部統制システムの構築、運用状況を検証、評価いたします。
- ⑤ 当社内部通報システムは、子会社もその対象に含め、これを周知徹底し的確に運用することでその実効性を向上させます。

(8) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、使用人の執行役からの独立性に関する事項

- ① 監査委員会の職務を補助すべき使用人の指名及び監査委員会の職務の補助に関する業務指示は監査委員会が行います。
- ② 監査委員会は補助使用人に対し直接指揮命令を行います。また補助使用人はその職務遂行の結果報告等を監査委員会に直接行うことで、補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保を行います。
- ③ 補助使用人の人事考課、異動等の人事に関する事項の決定には、監査委員長長の同意を得るようにいたします。

(9) 当社グループの取締役、執行役並びに使用人等が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査委員会に報告すべき事項を定めた規程を整備し、当社グループに周知徹底します。また監査委員会へ報告した者が、報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けない旨を明記し、報告者の保護並びに実効性の向上を図ります。

- ② 当社及び子会社の内部通報システムで通報された内容は、全て監査委員会に報告される体制を構築いたします。
- (10) **その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査委員会、内部監査部門、会計監査人が相互に連携を図り、適切且つ効率的な監査業務を行います。
 - ② 監査委員会は、取締役会及び代表執行役と適宜会合を持ち、監査委員会の職務執行が効率的に行われるための相互認識を深めます。
 - ③ 監査委員の職務執行上必要な費用は、監査委員の決裁で使用、又は前払い等を可能といたします。
- (11) **反社会的勢力との関係を排除するための体制**
- ① 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、被害を未然に防止し、これらの勢力に対応するために、必要な規程、マニュアル等を整備すると共に、専門家による助言等を得ることで健全な会社運営に努めます。
 - ② 反社会的勢力に適切に対応するため、社内で教育、予防訓練を行います。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社では、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 執行役の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

各執行役は、取締役会規則等に定められた事項を自ら取締役会で報告しております。監査委員会は執行役の業務執行状況を監査し、定期的に取り締役に報告しております。また、常勤取締役は、業績検討会議、執行役会等の重要な会議に出席し、監督的視点から執行役の業務執行状況を把握及び必要に応じて助言等を行っております。

執行役を対象とした勉強会を計画的に開催し、役員の義務と責任及びコンプライアンス意識を高めております。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行に係る文書及びその取扱いを文書管理規程に定め、運用しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従いCSR委員会を開催し、リスクの調査分析とリスク対策の立案を行っております。また、新型コロナウイルス対策におきましては、国内外の感染症拡大状況に応じて、随時対応を行っております。

当社製品の品質維持のため、定期的に品質マネジメントシステムのレビューを行っております。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役には業務執行において大幅に権限委譲することで業務スピードを向上させ、執行機能の効率を確保しております。また、執行役の職務分掌、指揮命令系統、決裁権限等を執行役規則、決裁規程に規定し遵守しております。

全執行役で構成する執行役会、業績検討会議を毎月開催し、業務執行に関する重要事項に関して、効率性、有効性、妥当性等の事前調査と確認を経て、各会議で議論し決定しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員のコンプライアンス意識向上と法令等違反の防止を目的にe-ラーニングシステムにより、インサイダー取引防止、個人情報保護、ハラスメント防止、公正競争等のコンプライアンス教育を実施しております。また、イントラネット上に全従業員が

守るべきコンプライアンスガイドを掲示して閲覧させています。また、新たに抽出した課題を翌期の経営計画に反映させる等、内部統制システムのレベル向上につなげております。

監査部による内部監査、個人情報保護監査、自主点検により、問題の早期発見に努めております。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、業務プロセスごとに財務報告に係る内部統制システムを構築し、運用しております。更に全社的な観点からも規程類の整備等を通して内部統制の構築、運用を図っております。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準」に準拠し、内部統制システムが有効に整備され運用されているかについて評価を行い、会計監査人による監査を受けております。

(7) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は子会社の管理に関する規程を定め、当社の関係会社管理規程の遵守を各社の内部統制システム整備の基本方針に盛り込み、運用させております。

当社は子会社の管理を担当する執行役を定め、適切な内部統制システムを構築、運用するよう監督することで、子会社の法令遵守や経営の適正性及び効率性の向上、経営リスクの管理を行っております。内部統制統括組織は、内部統制システムの運用状況を定期的に取り締役会へ報告しております。

当社の監査委員会及び内部監査部門が子会社の内部統制に関する監査も行っており、子会社の内部統制システムの構築、運用状況を検証、評価しております。

当社は子会社を含めた当社グループ内部通報システムを構築し、これを周知徹底して、適切に運用しております。また、公益通報者保護法改正に応じた体制構築も順次行っております。

(8) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する使用人の指名、業務指示は監査委員会が行い、使用人の評価は監査委員長の同意を得ております。

(9) 当社グループの取締役、執行役並びに使用人等が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査委員会に報告すべき事項を規程に定め、運用しております。また、報告した者が、それを理由に不利益な取扱いを受けない旨を明記し、報告者の保護と実効性の向上を図っております。

当社の内部通報システムで通報された内容は、全て監査委員会に報告されております。

(10) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

三様監査連絡会を四半期ごとに開催することにより連携を図り、適切且つ効率的な監査業務を実施しております。また、代表執行役と監査委員会との意見交換会を開催し連携を強化しております。

監査委員会に必要な費用は確保し、適切に使用しております。

(11) 反社会的勢力との関係を排除するための体制

新規の取引開始前には、全て総務部門による反社チェックを義務付けて運用しております。

反社会的勢力に適切に対応するため、全従業員に定期的に社内教育を行っております。

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 利 余 本 金	利 余 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,414	6,640	47,660	△442	59,273
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△516		△516
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	5,414	6,640	47,143	△442	58,756
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	47	47			94
剰 余 金 の 配 当			△1,322		△1,322
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			6,481		6,481
自 己 株 式 の 取 得				△1,190	△1,190
自 己 株 式 の 処 分		562		301	864
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	47	609	5,158	△888	4,927
当 期 末 残 高	5,462	7,249	52,302	△1,330	63,684

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	87	△217	△129	1,790	49	60,985
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額						△516
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	87	△217	△129	1,790	49	60,468
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						94
剰 余 金 の 配 当						△1,322
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益						6,481
自 己 株 式 の 取 得						△1,190
自 己 株 式 の 処 分						864
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△4	1,543	1,538	111	△0	1,649
当 期 変 動 額 合 計	△4	1,543	1,538	111	△0	6,577
当 期 末 残 高	83	1,325	1,409	1,902	49	67,045

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 33社

主要な連結子会社の名称

株式会社ダブリュ・アイ・システム、株式会社メニコンネクト、株式会社アルファコーポレーション、株式会社エーアイピー、富士コンタクト株式会社、株式会社ハマノコンタクト、板橋貿易株式会社、Menicon America, Inc.、Menicon SAS、Menicon Singapore Pte. Ltd.、Menicon B.V.、Menicon GmbH、Menicon Ltd、SOLEKO S.p.A.、大連板橋医療器械有限公司、阿迄発（無錫）医療科技有限公司、Menicon Malaysia Sdn. Bhd.

当連結会計年度において、Menicon Holdings B.V.の子会社であるMenicon Swiss GmbHを新たにスイスに設立したため、連結の範囲に含めております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

Troy(CL)Limited、David Thomas Limited、Howper 685 Limited

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に関していずれも少額であることから、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 2社

主要な会社等の名称

Big Picture Medical Pty Ltd

Myopia Specialist Centre Pte. Ltd.

なお、Myopia Specialist Centre Pte. Ltd.については、新たに取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

Troy(CL)Limited、David Thomas Limited、Howper 685 Limited

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

主として総平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品

主として総平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料

主として移動平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

主として最終仕入原価法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

③固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

機械装置及び運搬具 2～25年

無形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

特許権 8～15年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

使用権資産

資産の耐用年数またはリース期間のいずれか短い方の期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的としたポイント制度において、顧客に付与したポイントのうち、専ら販売促進の性格を有する部分については、将来の使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益と

して処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

1)ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、先物為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引、借入金の利息

3)ヘッジ方針

デリバティブ管理規程に基づき為替相場の変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。

4)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替変動による影響と相殺又は一定の範囲に限定する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

⑦のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、原則として10年以内の均等償却をしておりますが、金額が僅少な場合は、発生時の損益として処理しております。

⑧収益及び費用の計上基準

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

具体的な収益認識の基準は収益認識に関する注記に記載しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

(1)会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、以下のとおり会計方針を変更しております。

①販売奨励金等

当社の顧客に対して負担する販売奨励金等について、従来販売費及び一般管理費に計上していましたが、取引の実態に鑑み変動対価や顧客に支払われる対価とし、売上高から減額する方法に変更しております。

②代理人取引

一部の取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

なお、当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

(2) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方法と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高が1,378百万円、売上原価が763百万円、販売費及び一般管理費が525百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ89百万円減少しております。また、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は516百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)及び「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)を当連結会計年度の期首から適用しております。

(2) 遡及適用をしなかった理由等

当該会計基準の適用については、当該会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、当該会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

(3) 連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「長期貸付金」(当連結会計年度40百万円)については、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 条件付取得対価に係る公正価値

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
長期未払金	753

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、一部のコンタクトレンズを製造する上で特殊技術を第三者より譲り受けており、その対価として一定期間に渡りロイヤリティを支払う旨の契約を締結しております。同契約の中でロイヤリティは特殊技術を用いた製品の販売高に一定率を乗じた金額を支払う内容になっており、当社グループは毎期上記に基づいて算定されたロイヤリティを支払うとともに毎期末同製品の将来販売高に基づいたロイヤリティの金額を算定し未払金として計上しております。

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響について、事業環境の変化及び新型コロナウイルス感染症の影響等による同製品の将来販売高に変更が生じた場合は、未払金計上金額の評価替えに伴う費用収益を計上する可能性があります。

(2) のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(百万円)

	当連結会計年度
のれん	2,748

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産および負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

のれんの金額は、売上成長率等の一定の仮定をおいて策定された被取得企業の事業計画に基づき算定された将来キャッシュ・フローにより回収可能性を判断しております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 40,690百万円

(2) 担保資産

代理店契約の取引保証として次の資産を差し入れております。

現金及び預金 18百万円

(3) 顧客との契約から生じた債権の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形 65百万円

売掛金 11,203百万円

(4) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 180百万円

(5) 保証債務

下記の会社のリース債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

医療法人五一六五 545百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
関東地区	営業店舗	建物及び構築物、 工具、器具及び備品	15

当社グループは、減損会計の適用にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、原則として管理会計上の区分を基準にグルーピングを行っております。

営業店舗については、営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっている店舗等を対象に帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額の算定は使用価値によっており、使用価値は、見積将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため零として算定しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	38,077,444	38,343,844	—	76,421,288

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

株式分割による増加	38,100,644株
新株予約権の権利行使による新株の発行による増加	243,200株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	1,322	35.00	2021年3月31日	2021年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,515	20.00	2022年3月31日	2022年6月24日

(3) 当期末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	6,220,250株
ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	298,800株

※新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について、一時的な余資は短期運用を中心に中長期運用を組み合わせた安全性の高い金融資産で運用しております。

資金調達については主にコンタクトレンズの製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に転換社債型新株予約権付社債発行及び銀行借入)を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は債券及び株式等であり、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブはデリバティブ管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)をご参照ください)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
① 投資有価証券			
その他有価証券	397	397	—
② 社債	(3,053)	(3,062)	△8
③ 転換社債型新株予約権付社債	(22,902)	(22,457)	445
④ 長期借入金	(9,351)	(9,340)	10
⑤ 長期未払金	(753)	(744)	8
⑥ デリバティブ取引	—	—	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	
関係会社株式	107
その他有価証券	1
出資金	8
役員退職慰労金	576

これらについては、「①投資有価証券」及び「⑤長期未払金」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	362	—	—	362
国債	15	—	—	15
社債	—	20	—	20
資産計	377	20	—	397
該当事項はありません				
負債計				

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2(*1)	レベル3	合計
該当事項はありません				
資産計				
社債	—	(3,062)	—	(3,062)
転換社債型新株予約権付社債	—	(22,457)	—	(22,457)
長期借入金	—	(9,340)	—	(9,340)
長期未払金	—	(744)	—	(744)
デリバティブ取引	—	—	—	—
負債計	—	(35,604)	—	(35,604)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。一方で、当社グループが保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

これらの時価は、取引金融機関から提示された価格によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

これらの時価は、将来支払額を残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 859円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 85円72銭 |

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株に対し普通株式2株の割合で株式分割を行いました。

1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式を分割したと仮定して算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、以下の条件で普通社債を発行いたしました。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 銘柄 | 株式会社メニコン第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付) |
| (2) 社債の総額 | 金15,000百万円 |
| (3) 各社債の金額 | 金1億円 |
| (4) 発行価額の総額 | 金15,000百万円 |
| (5) 発行価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| (6) 利率 | 年0.560% |
| (7) 償還の方法 | 満期償還 |
| (8) 償還期限 | 2032年4月21日 |
| (9) 発行年月日 | 2022年4月21日 |
| (10) 資金使途 | 当社連結子会社であるMenicon Malaysia Sdn. Bhd. への投融資資金及び当該投融資に伴い減少した手元資金の一部に充当する予定であります。当該連結子会社は、その全額を1日使い捨てコンタクトレンズの生産設備の増強を目的とした設備投資資金に充当する予定であります。 |

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他 (注)	合計
	ビジョン ケア事業	計		
メルスプラン	44,639	44,639	-	44,639
コンタクトレンズ及びケア用品の製造販売	42,618	42,618	-	42,618
その他	6,382	6,382	6,533	12,915
顧客との契約から生じる収益	93,639	93,639	6,533	100,172
外部顧客への売上高	93,639	93,639	6,533	100,172

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ヘルスケア・ライフケア事業を含んでおります。

当社グループは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としている構成単位である、ビジョンケア事業とその他の事業で売上収益を計上しています。

(2) 契約、履行義務、履行義務の充足時点に関する情報

・ビジョンケア事業

①メルスプラン

当社グループにおいて顧客であるコンタクトレンズユーザーに提供しているメルスプランでは、コンタクトレンズリニューアルサービス、コンタクトレンズ破損、汚損等の保証サービス等、一定期間内に使用すると想定される数量相当の定期交換型コンタクトレンズの提供を行っています。これらのサービスは、顧客の要望に応じてサービスを提供することで顧客より対価を得ています。これらのサービスは顧客の要望に応じていつでもサービスを提供する体制を整えることを履行義務と認識しており、時の経過に応じて履行義務が充足されるため、月会費を毎月収益として認識しています。

メルスプランに新規加入した顧客からは、加入時に2ヵ月分の会費を受領しているため、サービスを未だ提供していない月の会費については、前受金として認識しています。

当社グループでは、メルスプランの会員に対し、コンタクトレンズのケア用品を提供する「ケアプラスコース特約」を設定しています。この特約はケア用品を定期的に送付するサービスであるため、顧客にケア用品を提供することを履行義務と認識しています。そのため、ケア用品が顧客であるメルスプラン会員に引き渡された時点で履行義務が充足されますが、収益認識適用指針98項の代替的取扱いを適用し、当社出荷時点で履行義務が充足されると判断し、本特約の契約額を収益として認識しています。

メルスプランでは、入会時に会員登録及び事務手続等の対価として入会金を受け取っています。入会手続が完了した時点で履行義務が充足されるため、その時点で受領した入会金を収益として認識しています。

②コンタクトレンズの製造販売

顧客であるコンタクトレンズ販売店に対して、コンタクトレンズを提供して対価を得ています。本事業は顧客に対してコンタクトレンズを提供することを履行義務と認識しており、コンタクトレンズが顧客に引き渡された時点で履行義務が充足されますが、収益認識適用指針98項の代替的取扱

いを適用し、当社出荷時点で履行義務が充足されると判断し、取引の契約額を収益として認識しています。

海外向けの販売においては、貿易条件に従い、法的所有権及び所有にかかるリスクと経済価値が移転する時点で履行義務が充足されると判断して、取引の契約額を収益として認識しています。

また、当社グループ店舗等においてはコンタクトレンズユーザーに対して、コンタクトレンズを提供して対価を得ています。本事業は顧客に対してコンタクトレンズを提供することを履行義務と認識しており、コンタクトレンズが顧客に引き渡された時点で履行義務が充足されるため、当該時点において取引の契約額を収益として認識しています。

③ケア用品の製造販売

顧客であるコンタクトレンズ販売店や卸企業に対して、コンタクトレンズのケア用品やコンタクトレンズ関連商品（これらを「ケア用品等」といいます）を提供して対価を得ています。本事業は顧客に対してケア用品等を提供することを履行義務と認識しており、ケア用品等が顧客に引き渡された時点で履行義務が充足されますが、収益認識適用指針98項の代替的取扱いを適用し、当社出荷時点で履行義務が充足されると判断し、取引の契約額を収益として認識しています。

また、当社グループ店舗等においては顧客であるコンタクトレンズユーザーに対して、ケア用品等を提供して対価を得ています。本事業は顧客に対してケア用品等を提供することを履行義務と認識しており、ケア用品等が顧客に引き渡された時点で履行義務が充足されるため、当該時点において取引の契約額を収益として認識しています。

(3) 取引価格の算定に関する情報

(保証返品に関する収益認識)

コンタクトレンズの製造販売事業では、コンタクトレンズの保証期間内に新しいコンタクトレンズと交換する取引が含まれているため、当該交換について交換率を見積り、当初認識する収益から減額しています。

(販売奨励金等に関する収益認識)

当社グループが財又はサービスの移転と交換に受け取る対価には、販売奨励金等の変動対価、顧客に交付する金券類が含まれています。

具体的には、コンタクトレンズ及びケア用品の製造販売では、コンタクトレンズ販売店や卸企業に対して、リベートや販売奨励金の名目で金銭を交付または対価の受取額を減額しています。コンタクトレンズユーザーに対しては、コンタクトレンズ購入の特典として金券類を交付または対価の受取額を減額しています。これらの変動対価は、過去の傾向や履行義務の充足時点における状況に基づいて見積もっており、直近の実績に基づき定期的に見直しをしております。

さらに、当社ではポイント制度を運営しており、様々なキャンペーンを通じて消費者にポイントを付与しています。当該ポイントについては、付与したポイントの将来における利用額を見積り、ポイントを付与した取引の取引金額を、当該取引の独立販売価格と付与したポイントの将来における利用額の割合に応じて配分しています。将来における利用額に配分した取引金額は、当該ポイントが利用された時点または利用期限が経過した時点で収益として認識しています。

(代理人取引に関する収益認識)

一部の子会社において、コンタクトレンズ及びケア用品の販売事業に、商品の仕入先から顧客に商品を直送する取引が含まれています。当該取引については、商品の在庫リスクを有しておらず、顧客に商品を引き渡す以前に当該商品に対する支配を有していません。従って、当該商品を顧客に直送することを手配することを履行義務と認識し、顧客に当該商品が引き渡された時点で、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額をもって収益を認識しています。

(4) 重要な支払条件に関する情報

・ビジョンケア事業

①メルスプラン

会費は毎月収益として認識しています。なお、新規入会時は、2ヵ月分の会費を受け取っています。

ケアプラスコース特約は、ケア用品の提供後、6ヵ月間の分割払いにより対価の支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、入会金はサービス提供と同時に対価の支払いを受けております。

②コンタクトレンズの製造販売

コンタクトレンズ販売店に対する販売は、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社グループ店舗等におけるコンタクトレンズユーザーに対する販売は、商品の引き渡しと同時に対価の支払いを受けております。

③ケア用品の製造販売

コンタクトレンズ販売店や卸企業に対する販売は、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社グループ店舗等におけるケア用品等の販売は、商品の引き渡しと同時に対価の支払いを受けております。

(5) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約残高等

当社グループの契約残高の内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	10,735
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	11,269
契約負債（期首残高）	112
契約負債（期末残高）	180

契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領しているものです。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

12. その他の注記

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2021年9月より「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度の導入にあたり、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする「株式

給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下、「本信託契約」といいます。）を締結いたしました（本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）。また、みずほ信託銀行株式会社は株式会社日本カストディ銀行との間で、株式会社日本カストディ銀行を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結しております。

株式会社日本カストディ銀行は、信託E口において、信託設定後5年間にわたり「メニコン社員持株会」（以下、「持株会」といいます。）が購入することが見込まれる数に相当する当社株式を予め一括して取得し、以後、持株会の株式購入に際して当社株式を売却していきます。信託E口による持株会への当社株式の売却を通じて、信託終了時まで、本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、かかる金銭を残余財産として、受益者適格要件を充足する持株会加入者（従業員）に分配いたします。

他方、当社は、信託E口が当社株式を取得するための借入に際し保証をするため、当社株価の下落等により、信託終了時において、株式売却損相当額の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度1,007百万円、225千株であります。

（3）総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度1,073百万円

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会経済活動に大きな影響を与える事象であり、当社グループの事業活動にも影響を及ぼしています。

現時点で収束時期やその影響額の程度を正確に予測することは困難な状況ですが、当社グループでは翌連結会計年度の一定の期間にわたり新型コロナウイルス感染症の影響が継続するという一定の仮定を置いて、固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は不確実性が高いため、収束時期の遅れなど今後の状況の変化により判断を見直した結果、翌連結会計年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

※ 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					圧縮積立金	別途積立金	
当 期 首 残 高	5,414	4,588	2,088	6,677	246	110	24,733
会計方針の変更による 累積的影響額							
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,414	4,588	2,088	6,677	246	110	24,733
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	47	47		47			
剰 余 金 の 配 当							
圧縮積立金の取崩し						△59	
当 期 純 利 益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			562	562			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	47	47	562	609	—	△59	—
当 期 末 残 高	5,462	4,635	2,650	7,286	246	50	24,733

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計						
	繰越利益 剰 余 金							
当 期 首 残 高	19,461	44,552	△442	56,202	40	40	1,790	58,033
会計方針の変更による 累積的影響額	△383	△383		△383				△383
会計方針の変更を反映した当期首残高	19,077	44,168	△442	55,818	40	40	1,790	57,649
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行				94				94
剰 余 金 の 配 当	△1,322	△1,322		△1,322				△1,322
圧縮積立金の取崩し	59	—		—				—
当 期 純 利 益	2,660	2,660		2,660				2,660
自己株式の取得			△1,190	△1,190				△1,190
自己株式の処分			301	864				864
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					20	20	111	132
当 期 変 動 額 合 計	1,397	1,337	△888	1,106	20	20	111	1,238
当 期 末 残 高	20,475	45,506	△1,330	56,924	60	60	1,902	58,888

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 3～50年

機械及び装置 2～17年

無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

均等償却によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的としたポイント制度において、顧客に付与したポイントのうち、専ら販売促進の性格を有する部分については、将来の使用に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、先物為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引、借入金の利息

③ ヘッジ方針

デリバティブ管理規程に基づき為替相場の変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替変動による影響と相殺又は一定の範囲に限定する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

具体的な収益認識の基準は収益認識に関する注記に記載しております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、以下のとおり会計方針を変更しております。

・販売奨励金等

当社の顧客に対して負担する販売奨励金等について、従来販売費及び一般管理費に計上していましたが、取引の実態に鑑み変動対価や顧客に支払われる対価とし、売上高から減額する方法に変更しております。

なお、当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

(2) 計算書類の主な項目に対する影響額

従来の方針と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高が832百万円、販売費及び一般管理費

が802百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ30百万円減少しております。また、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は383百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

(1) 会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)及び「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)を当事業年度の期首から適用しております。

(2) 遡及適用をしなかった理由等

当該会計基準の適用については、当該会計基準第19項に定める経過的な取扱いに従って、当該会計基準が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

(3) 計算書類の主な項目に対する影響額

計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(百万円)

	当事業年度
関係会社株式	41,762

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式の評価において、関係会社の財政状態が悪化もしくは超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下した場合に、関係会社の事業計画を勘案したうえで、関係会社株式の実質価額の回復可能性を判断しております。

関係会社の事業計画は、各社が属する市場環境等について一定の仮定をおいて策定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 22,477百万円

(2) 保証債務

次のとおり債務保証を行っております。

株式会社みずほ銀行	20百万円
Menicon Singapore Pte. Ltd.	1,890百万円
Menicon Malaysia Sdn. Bhd.	13,974百万円
計	15,884百万円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権は1,855百万円、長期金銭債権は3,433百万円であります。また、短期金銭債務は5,271百万円であります。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売 上 高	1,164百万円
売 上 原 価	11,445百万円
販売費及び一般管理費	1,778百万円
営業取引以外の取引高	306百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末の自己株式の種類及び数

普通株式 645,332株

(注) 自己株式数には、「株式給付信託(従業員持株会処分型)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式225,200株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位:百万円)

繰延税金資産	
賞与引当金	316
未払法定福利費	49
貸倒引当金	7
棚卸資産評価損	7
未払事業税	52
一括償却資産超過額	28
前払費用	38
契約負債	65
返金負債	326
長期未払金	146
投資有価証券評価損	18
関係会社株式評価損	959
減損損失	189
資産除去債務	33
差入保証金償却額	28
減価償却超過額	31
株式報酬費用	72
その他	684
小計	3,056
評価性引当額	△2,130
合計	926
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△26
圧縮積立金	△22
有形固定資産	△17
その他	△6
合計	△73
繰延税金資産の純額	853

8. リースにより使用する固定資産に関する注記（貸借対照表に計上したものを除く）
該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円) (注4)	科目	期末残高 (百万円) (注4)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	カトー機械(株)	名古屋市 中区	10	卸売業	なし	なし	修繕及び設備等の 購入取引	修繕、消耗品の 購入等 (注1)	28	買掛金	2
										支払手形	5
								設備等の購入 (注1)	547	未払金	153
										設備関係 支払手形	69
役員及びその近親者	田中恭一	—	—	当社創業者 最高経営 顧問	(被所有) 直接 0.10	—	顧問契約	顧問料(注2)	20	—	—
役員及びその近親者	川浦康嗣	—	—	当社執行役	(被所有) 直接 0.06	—	—	ストック・オプションの 権利行使(注3)	14	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 取引金額は、提示された価格に基づき価格交渉を行う場合や複数社からの見積もりを入手する場合があります、市場の実勢価格を勘案して決定しております。また、その他の取引条件については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注2) 当社創業者としての経営全般のサポート及びアドバイスでの関与に基づき顧問料を決めております。
- (注3) 2014年6月26日開催の株主総会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
- (注4) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)(注7)	科目	期末残高(百万円)(注7)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	Menicon Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	7,766百万円	製造業	所有直接100	役員の兼任3名	当社製品の製造	商品の購入(注1)	3,273	買掛金	533
								資金の返済(注2)	1,000	短期借入金	500
								債務保証(注3)	1,890	—	—
子会社	(株)メニコンネクト	名古屋市西区	80百万円	製造業	所有直接100	役員の兼任2名	当社製品の製造	商品・原材料の購入(注1)	4,911	買掛金	542
								資金の貸付(注2)	1,300	長期貸付金	1,690
								資金の回収(注2)	130		
子会社	(株)エーアイピー	福岡市西区	10百万円	小売業	所有直接98.7	役員の兼任2名	当社製品の販売	—	—	短期借入金	2,000
子会社	(株)ダブリュ・アイ・システム	東京都豊島区	308百万円	小売業	所有直接100	役員の兼任2名	当社製品の販売・業務受託	業務受託料(注4)	88	未収入金	8
子会社	(株)メニコンビジネスアシスト	名古屋市東区	95百万円	派遣業	所有直接100	役員の兼任2名	派遣社員の受け入れ	資金の貸付(注2)	1,200	流動資産その他	300
										長期貸付金	900
子会社	Menicon Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア	202,163千マレーシアリンギット	製造業	所有直接100	役員の兼任3名	当社製品の製造準備	増資の引受(注5)	5,574	—	—
								債務保証(注6)	13,974	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 商品・原材料の購入については提示された価格に基づき、毎期価格交渉のうえ、第三者との取引と同様の条件で取引を行っております。
- (注2) 資金の貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注3) Menicon Singapore Pte. Ltd. のリース会社との契約等について、債務保証を行っており、両者協議の上決定した保証料を受け取っております。
- (注4) 業務受託料は、主にシステム利用料収入であり、ソフトウェアの償却費等を勘案し、両者の協議により合理的に決定しております。
- (注5) 増資の引受は、当社がMenicon Malaysia Sdn. Bhd. の行った増資を引き受けたものであります。
- (注6) Menicon Malaysia Sdn. Bhd. の工場建屋及び製造設備の購入等の契約について、債務保証を行っており、両者協議の上決定した保証料を受け取っております。
- (注7) 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 752円03銭
- (2) 1株当たり当期純利益 35円19銭

(注) 当社は、2021年10月1日付で普通株式1株に対し普通株式2株の割合で株式分割を行いました。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式を分割したと仮定して算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

12. 収益認識に関する注記

連結注記表「11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. その他の注記

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

連結注記表「12. その他の注記（追加情報）（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

連結注記表「12. その他の注記（追加情報）（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

※ 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。